



中央三井アセット信託銀行が横浜ゴム＜5101＞株式の大量保有報告書を提出



横浜ゴム＜5101＞について、中央三井アセット信託銀行が3月6日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「信託業務において、株券等の取得・処分の権限を有するもの。
投資一任契約において、株券等の取得・処分の権限を有するもの。」によるもの。

報告書によると、中央三井アセット信託銀行の横浜ゴム株式保有比率は、5.16%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2012年2月29日。